

議案第17号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

建築基準法等の一部改正を踏まえ、誘導仕様基準を用いた場合の低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定並びに建築物の高さの制限に係る特例の許可等に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1の項中

「

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの		1件につき	4,700
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		1件につき	9,400
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		1件につき	16,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		1件につき	27,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		1件につき	45,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		1件につき	82,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		1件につき	131,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		1件につき	170,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		1件につき	185,000
	(イ) 1の建築物の申請の場合	a 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が1戸のもの	1部分につき	4,700
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	1部分につき	9,400
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1部分につき	16,000
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1部分につき	27,000
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1部分につき	45,000

	建築物の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	1部分につき	82,000
	建築物の総戸数が 101戸以上 200 戸以下のもの	1部分につき	131,000
	建築物の総戸数が 201戸以上 300 戸以下のもの	1部分につき	170,000
	建築物の総戸数が 301戸以上のもの	1部分につき	185,000
b 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	16,000
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	1部分につき	80,000
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	1部分につき	126,000
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以内のもの	1部分につき	160,000
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートルを超えるもの	1部分につき	200,000
	c 非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	1部分につき
当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	16,000	
当該部分の床面積の合計が	1部分につき	26,000	

			1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの		
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	80,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	126,000
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	160,000
			当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートルを超えるもの	1部分につき	200,000
ウ ア及び イ以外の 建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			1件につき	9,300
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			1件につき	16,000
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			1件につき	26,000
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			1件につき	80,000
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの			1件につき	126,000
	建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの			1件につき	160,000
	建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの			1件につき	200,000
ア 一戸建て住宅				1件につき	35,000
イ 共同住宅等	(7) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの		1件につき	35,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		1件につき	69,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		1件につき	97,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		1件につき	137,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		1件につき	197,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		1件につき	283,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		1件につき	385,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		1件につき	508,000
		1の共同住宅等のうち同時に		1件につき	600,000

		申請する戸数が 301戸以上のもの		
(イ) 1の建築物の申請の場合	a 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	1部分につき	35,000
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	1部分につき	69,000
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1部分につき	97,000
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1部分につき	137,000
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1部分につき	197,000
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	1部分につき	283,000
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	1部分につき	385,000
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	1部分につき	508,000
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	1部分につき	600,000
	b 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	109,000
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	138,000
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	180,000
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	280,000
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	359,000
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	429,000
		当該部分の床面積	1部分につ	500,000

		積の合計が 2万5,000平方 メートルを超えるもの	き	
	c 非住宅 の部分	当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル以 内のもの	1部分につ き	242,000
		当該部分の床面 積の合計が300 平方メートルを 超え1,000平方 メートル以内の もの	1部分につ き	300,000
		当該部分の床面 積の合計が 1,000平方メー トルを超え 2,000平方メー トル以内のもの	1部分につ き	384,000
		当該部分の床面 積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以内のもの	1部分につ き	546,000
		当該部分の床面 積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 内のもの	1部分につ き	670,000
		当該部分の床面 積の合計が1万 平方メートルを 超え2万5,000 平方メートル以 内のもの	1部分につ き	789,000
		当該部分の床面 積の合計が 2万5,000平方 メートルを超え るもの	1部分につ き	900,000
ウ ア及び イ以外の 建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につ き	242,000
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につ き	300,000
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につ き	384,000
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につ き	546,000
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につ き	670,000
		建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	1件につ き	789,000
		建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につ き	900,000

」

を

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	(ア) 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が1戸のもの	1部分につき	4,700
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	1部分につき	9,400
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1部分につき	16,000
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1部分につき	27,000
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1部分につき	45,000
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	1部分につき	82,000
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	1部分につき	131,000
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	1部分につき	170,000
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	1部分につき	185,000
	(イ) 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	9,300
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1部分につき	16,000
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	26,000
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	80,000
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1部分につき	126,000
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	160,000
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	200,000
		(ウ) 非住宅の部分（住戸の部分、共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		1部分につき	16,000
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1部分につき	26,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1部分につき	80,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		1部分につき	126,000
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		1部分につき	160,000
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの		1部分につき	200,000
	当該部分の床面積の合計が		1部分につき	200,000

		2万5,000平方メートル以上のもの	き		
ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの		1件につき	9,300	
	建築物の延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		1件につき	16,000	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1件につき	26,000	
	建築物の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1件につき	80,000	
	建築物の延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		1件につき	126,000	
	建築物の延べ面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		1件につき	160,000	
	建築物の延べ面積が2万5,000平方メートル以上のもの		1件につき	200,000	
ア 一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合		1件につき	21,000	
	(イ) 誘導仕様基準以外による場合		1件につき	35,000	
イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	a 誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1部分につき	21,000
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	1部分につき	39,000
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1部分につき	56,000
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1部分につき	80,000
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1部分につき	120,000
			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	1部分につき	182,000
			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	1部分につき	261,000
			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	1部分につき	340,000
			建築物の総戸数が301戸以上のもの	1部分につき	390,000
			b 誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1部分につき
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	1部分につき		69,000	
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1部分につき		97,000	
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1部分につき		137,000	
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1部分につき	197,000

		建築物の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	1部分につき	283,000
		建築物の総戸数が101戸以上 200戸以下のもの	1部分につき	385,000
		建築物の総戸数が201戸以上 300戸以下のもの	1部分につき	508,000
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	1部分につき	600,000
(イ) 共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	109,000
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	1部分につき	138,000
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	180,000
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	280,000
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1部分につき	359,000
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	429,000
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	500,000
(ウ) 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	242,000
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	1部分につき	300,000
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	384,000
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	546,000
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1部分につき	670,000
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	789,000
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	900,000
ウ ア及びイ以外の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	242,000
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	1件につき	300,000
		建築物の延べ面積が1,000平方メートル以上	1件につき	384,000

上 2,000平方メートル未満のもの		
建築物の延べ面積が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1 件につき	546,000
建築物の延べ面積が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 件につき	670,000
建築物の延べ面積が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 件につき	789,000
建築物の延べ面積が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 件につき	900,000

に改め、同表 2 の項中

イ 共同住宅等	(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 戸のもの	1 件につき	3,300	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき	6,600	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき	11,000	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	1 件につき	19,000	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	1 件につき	32,000	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	1 件につき	58,000	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	1 件につき	93,000	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	1 件につき	122,000	
	1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 301 戸以上のもの	1 件につき	134,000		
	(イ) 1 の建築物の申請の場合	a 住戸の部分	建築物の総戸数が 1 戸のもの	1 部分につき	3,300
			建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 部分につき	6,600
			建築物の総戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 部分につき	11,000
			建築物の総戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	1 部分につき	19,000
			建築物の総戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	1 部分につき	32,000
			建築物の総戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	1 部分につき	58,000
建築物の総戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの			1 部分につき	93,000	
建築物の総戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	1 部分につき	122,000			

	の		
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	1部分につき	134,000
b 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	6,500
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	11,000
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	18,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	56,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	112,000
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1部分につき	140,000
	c 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1部分につき	11,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1部分につき	18,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		1部分につき	56,000

			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	112,000
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1部分につき	140,000
ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			1件につき	6,500
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			1件につき	11,000
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			1件につき	18,000
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			1件につき	56,000
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの			1件につき	88,000
	建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの			1件につき	112,000
	建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの			1件につき	140,000
ア 一戸建て住宅				1件につき	18,000
イ 共同住宅等	(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの		1件につき	18,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		1件につき	37,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		1件につき	52,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		1件につき	74,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		1件につき	108,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		1件につき	159,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		1件につき	221,000
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		1件につき	291,000
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		1件につき	342,000	
	(イ) 1の建築物の申請の場合	a 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの		1部分につき
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの			1部分につき	37,000	
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの			1部分につき	52,000	

	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1部分につき	74,000
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1部分につき	108,000
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	1部分につき	159,000
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	1部分につき	221,000
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	1部分につき	291,000
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	1部分につき	342,000
b 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	57,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	72,000
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	96,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	156,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	205,000
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	247,000
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1部分につき	290,000
	c 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき
当該部分の床面積の合計が300		1部分につき	154,000

		平方メートルを 超え 1,000平方 メートル以内の もの		
		当該部分の床面 積の合計が 1,000 平方メー トルを超え 2,000 平方メー トル以内のもの	1 部分につ き	198,000
		当該部分の床面 積の合計が 2,000 平方メー トルを超え 5,000 平方メー トル以内のもの	1 部分につ き	290,000
		当該部分の床面 積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 1 万 平方メートル以 内のもの	1 部分につ き	361,000
		当該部分の床面 積の合計が 1 万 平方メートルを 超え 2 万 5,000 平方メートル以 内のもの	1 部分につ き	427,000
		当該部分の床面 積の合計が 2 万 5,000 平方 メートルを超える もの	1 部分につ き	491,000
ウ ア及び イ以外の 建築物	建築物の延べ面積が 300平方メートル以内 のもの		1 件につ き	123,000
	建築物の延べ面積が 300平方メートルを超 え 1,000平方メートル以内のもの		1 件につ き	154,000
	建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを 超え 2,000平方メートル以内のもの		1 件につ き	198,000
	建築物の延べ面積が 2,000平方メートルを 超え 5,000平方メートル以内のもの		1 件につ き	290,000
	建築物の延べ面積が 5,000平方メートルを 超え 1 万平方メートル以内のもの		1 件につ き	361,000
	建築物の延べ面積が 1 万平方メートルを超 え 2 万 5,000平方メートル以内のもの		1 件につ き	427,000
	建築物の延べ面積が 2 万 5,000平方メー トルを超えるもの		1 件につ き	491,000

を

「

イ 共同住 宅等	(7) 住戸の 部分	建築物の総戸数が 1 戸のもの	1 部分につ き	3,300
		建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 部分につ き	6,600
		建築物の総戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 部分につ き	11,000
		建築物の総戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	1 部分につ き	19,000
		建築物の総戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	1 部分につ き	32,000
		建築物の総戸数が 51 戸以上	1 部分につ	58,000

	100 戸以下のもの	き	
	建築物の総戸数が 101戸以上 200 戸以下のもの	1 部分につ き	93, 000
	建築物の総戸数が 201戸以上 300 戸以下のもの	1 部分につ き	122, 000
	建築物の総戸数が 301戸以上 のもの	1 部分につ き	134, 000
(イ) 共用部 分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	6, 500
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	11, 000
	当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のも の	1 部分につ き	18, 000
	当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のも の	1 部分につ き	56, 000
	当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	88, 000
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000平方メートル未満 のもの	1 部分につ き	112, 000
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000平方メートル以上 のもの	1 部分につ き	140, 000
(ウ) 非住宅 の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	6, 500
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	11, 000
	当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のも の	1 部分につ き	18, 000
	当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のも の	1 部分につ き	56, 000
	当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	88, 000
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000平方メートル未満 のもの	1 部分につ き	112, 000
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000平方メートル以上 のもの	1 部分につ き	140, 000
ウ ア及び イ以外の 建築物	建築物の延べ面積が 300平方メートル未満 のもの	1 件につ き	6, 500
	建築物の延べ面積が 300平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	1 件につ き	11, 000
	建築物の延べ面積が 1, 000平方メートル以 上 2, 000平方メートル未満のもの	1 件につ き	18, 000
	建築物の延べ面積が 2, 000平方メートル以 上 5, 000平方メートル未満のもの	1 件につ き	56, 000
	建築物の延べ面積が 5, 000平方メートル以 上 1 万平方メートル未満のもの	1 件につ き	88, 000
	建築物の延べ面積が 1 万平方メートル以上	1 件につ き	112, 000

	2万5,000平方メートル未満のもの				
	建築物の延べ面積が2万5,000平方メートル以上のもの	1件につき	140,000		
ア 一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準による場合	1件につき	15,000		
	(イ) 誘導仕様基準以外による場合	1件につき	18,000		
イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	a 誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1部分につき	15,000
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	1部分につき	27,000
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1部分につき	40,000
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1部分につき	56,000
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1部分につき	85,000
			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	1部分につき	128,000
			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	1部分につき	184,000
			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	1部分につき	241,000
			建築物の総戸数が301戸以上のもの	1部分につき	278,000
			b 誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1部分につき
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	1部分につき		37,000	
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1部分につき		52,000	
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1部分につき		74,000	
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1部分につき		108,000	
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	1部分につき		159,000	
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	1部分につき		221,000	
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	1部分につき		291,000	
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	1部分につき		342,000	
	(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		1部分につき	57,000
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000	1部分につき	72,000	

	平方メートル未満のもの		
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	96,000
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	156,000
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	205,000
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満 のもの	1 部分につ き	247,000
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートル以上 のもの	1 部分につ き	290,000
(ウ) 非住宅 の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	123,000
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	154,000
	当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	198,000
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	290,000
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万 平方メートル未満のもの	1 部分につ き	361,000
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満 のもの	1 部分につ き	427,000
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートル以上 のもの	1 部分につ き	491,000
ウ ア及び イ以外の 建築物	建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満 のもの	1 件につ き	123,000
	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 件につ き	154,000
	建築物の延べ面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につ き	198,000
	建築物の延べ面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につ き	290,000
	建築物の延べ面積が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 件につ き	361,000
	建築物の延べ面積が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につ き	427,000
	建築物の延べ面積が 2 万 5,000 平方メートル 以上のもの	1 件につ き	491,000

に改め、同表備考第 3 項及び第 4 項を削る。

別表第 2 3 の項中

イ ア 以外 の建 築物	(7) 住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 件につき	9,700
			当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	21,000
			当該住戸の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	46,000
			当該住戸の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1 件につき	81,000
	(イ) 1 の建 築物 の申 請の 場合	a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	9,700
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	21,000
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	46,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	81,000
		b 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	9,700
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	16,700
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	27,100
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	80,400
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	128,000
			当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上	1 部分につき	161,000

			2万5,000平方メートル未満のもの			
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	201,000	
ア	一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	34,400	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	38,400	
イ ア 以外 の 建 築 物	(7) 住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	69,100	
			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	116,000	
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	196,000	
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき	281,000	
	(イ) 1 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	a 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	69,100	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	116,000	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	196,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	281,000	
		b 非住宅部分	(a) モデル建物法 (基準省令第10条第1号イ(2)の基準及びロ(2))	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	87,100
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1部分につき	110,700
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	145,700
				当該部分の床面積	1部分に	235,700

			の基準による評価方法をいう。以下この表4において同じ。)による場合	の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	つき	
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	309,000
				当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	371,000
				当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	435,000
		(b)	標準入力法等 (モデル建物法以外の評価方法をいう。以下この表4において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	227,100
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	284,400
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	367,100
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	523,700
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	646,000
				当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	763,000
				当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	871,000

を

「

イ ア 以外の建築物	(7) 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	9,700
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル	1 部分につき	21,000

			ル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	46,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	81,000
	(イ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	9,700
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	16,700
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	27,100
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	80,400
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	128,000
			当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	161,000
			当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	201,000
ア	一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1 件につき	20,000
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1 件につき	22,000
		(イ) 誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1 件につき	34,400
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1 件につき	38,400
イ	ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 誘導仕様基準による場合		
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	38,000
			当該部分の床面積の合計が 300平方	1 部分につき	66,000

		メートル以上 2,000平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	118,000
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	179,000
	b 誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	69,100
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	116,000
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	196,000
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	281,000
(イ) 非住宅部分	a モデル建物法（基準省令第10条第1号イ(2)の基準及びロ(2)の基準による評価方法をいう。以下この表3及び4において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	87,100
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1部分につき	110,700
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	145,700
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	235,700
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1部分につき	309,000
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	371,000
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	435,000
	b 標準入力法等（モデル建物法	当該部分の床面積の合計が300平方	1部分につき	227,100

	以外の評価方法をいう。以下この表4において同じ。)による場合	メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	284,400
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	367,100
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	523,700
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	646,000
		当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	763,000
		当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	871,000

に改め、同表4の項中

イ ア 以外の建築物	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 件につき	6,900	
		当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	15,000	
		当該住戸の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	32,000	
		当該住戸の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1 件につき	57,000	
	(イ) 1 の建築物の申請の場合	a 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	6,900
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	15,000

		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	32,000
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	57,000
	b 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	6,900
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	11,800
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	19,100
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	56,400
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	90,000
		当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	113,000
		当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	141,000
	ア 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1 件につき	24,200
		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1 件につき	27,000
イ ア以外の建築物	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 件につき	48,500
		当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	81,000
		当該住戸の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき	138,000
		当該住戸の床面積	1 件につ	197,000

			の合計が 5,000平方メートル以上のもの	き		
(イ) 1 の建築物 の申請の 場合	a 住宅部分		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	48,500	
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	81,000	
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	138,000	
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	197,000	
	b 非住宅部分	(a) モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	61,100
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	77,600
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	102,100
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	165,100
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1部分につき	216,000
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	260,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	305,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	159,100
		(b) 標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	199,200
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上のもの	1部分につき	257,100

			方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの		
			当該部分の床面積 の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000 平方メー トル未満のもの	1 部分に つき	366,700
			当該部分の床面積 の合計が 5,000平 方メートル以上 1 万平方メートル 未満のもの	1 部分に つき	453,000
			当該部分の床面積 の合計が 1 万平方 メートル以上 2 万 5,000平方メ ートル未満のもの	1 部分に つき	535,000
			当該部分の床面積 の合計が 2 万 5,000平方メ ートル以上のもの	1 部分に つき	610,000

」

を

「

イ ア 以 外 の 建 築 物	(7) 住宅部分	当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル未満のも の	1 部分に つき	6,900
		当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 部分に つき	15,000
		当該部分の床面積 の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000 平方メー トル未満のもの	1 部分に つき	32,000
		当該部分の床面積 の合計が 5,000平 方メートル以上の もの	1 部分に つき	57,000
	(4) 非住宅部分	当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル未満のも の	1 部分に つき	6,900
		当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 1,000 平方メー トル未満のもの	1 部分に つき	11,800
		当該部分の床面積 の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 部分に つき	19,100
		当該部分の床面積 の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000 平方メー	1 部分に つき	56,400

			ル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1部分につき	90,000
			当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	113,000
			当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	141,000
ア 一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1件につき	14,000
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1件につき	15,000
	(イ) 誘導仕様基準以外による場合		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1件につき	24,200
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1件につき	27,000
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	26,000
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	46,000
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	83,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	125,000
	b 誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	48,500	
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	81,000	
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	138,000	
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	197,000	

		方メートル以上のもの		
(イ) 非住宅部分	a モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	61,100
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	77,600
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	102,100
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	165,100
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1部分につき	216,000
		当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	260,000
		当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	305,000
	b 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	159,100
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	199,200
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	257,100
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	366,700
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1部分につき	453,000
		当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	535,000
		当該部分の床面積	1部分に	610,000

		の合計が 2万5,000平方メ ートル以上のもの	つき	
--	--	--------------------------------	----	--

」

に改め、同表5の項中「(1)に規定する基準をいう。以下同じ。」を「(1)に規定する基準をいう。」に、「(イ)外皮性能モデル基準」を「(イ)モデル住宅法」に、「定める基準をいう。以下同じ。)又は仕様基準(基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準をいう。以下同じ。)」を「規定する基準をいう。以下同じ。)、仕様基準(同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準をいう。以下同じ。)又は誘導仕様基準」に、「a性能基準」を「a性能基準(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に規定する基準をいう。)」に、「外皮性能モデル基準又は仕様基準」を「モデル住宅法、仕様基準又は誘導仕様基準」に改め、「(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)」及び「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)」を削り、同表備考中第7項から第9項までを削り、第10項を第7項とし、第11項から第15項までを3項ずつ繰り上げる。

別表第3 34の部(9)の項の次に次のように加える。

(9)の2 法第52条第6項第3号に掲げる建築物の容積率の特例の認定	1件につき	28,000	
------------------------------------	-------	--------	--

別表第3 34の部(14)の項の次に次のように加える。

(14)の2 法第55条第3項に規定する建築物の高さの特例の許可	1件につき	160,000	
----------------------------------	-------	---------	--

別表第3 34の部(15)の項中「第3項」を「第4項」に改め、同部(20)の項の次に次のように加える。

(20)の2 法第58条第2項に規定する高度地区内における建築物の高さの特例の許可	1件につき	160,000	
---	-------	---------	--

別表第3 34の部(32)の項及び(34)の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同部(36)の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等」に改め、「(一敷地内認定建築物を除く。以下(36)において同じ。)」を削り、同部(37)の項中「に規定する一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する特例又は同条第3項に規定する一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「又は第3項

に規定する公告対象区域内の建築物の新築又は増築等」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下(37)において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。